

## 立看板規程について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年10月19日)

現在施行されている立看板規定についてですが、この規定はどのような理屈で作られているのでしょうか。

僕自身、法律などには明るくないのですが、「京都の伝統的な景観を保護するため」あるいは「通行人の安全を守るため」という理由では、公認団体しか看板の設置を認められていないことを合理的に説明できないように感じます(新歓期と11月祭期は学生団体であれば非公認でも設置できるようですが、当局の認識としては非公認団体の活動の重要性は時期によって変わるということですか?)。

また、各団体が同時に設置できる看板の枚数を制限するような規定も不適切に思えます。

上の2つのような理由があるのはわかりますが、学生の表現の自由を制限している以上、「当局が安全性を確認するのがめんどくさいから」といった理由で枚数を制限するのは学生をないがしろにし過ぎているように思えてしまいます。

京都大学立看板規程の各条目について、どういった経緯・論理をもとに作成されたものなのか教えてください。

【回答】(回答日:2023年11月13日)

(回答部署:総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課)

非公認団体による立看板の設置については、京都大学ホームページに掲載しております平成30年6月13日付「京都大学立看板規程に寄せられた意見等への対応について」(<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/news/2018-06-13-0>)をご参照ください。なお、学生団体が新生を勧誘する時期と全学的な学園祭である11月祭の時期は、その位置づけや京都大学立看板規程制定以前の設置状況等を考慮して、設置者と設置期間については特例的な取扱いとしています。

また、学内において看板設置に適当な場所には限りがあり、あらゆる個人・団体の設置を無限定に認めることはできないことや、1つの団体が特定の場所を独占することなく様々な団体が利用できるようにすることを勘案して、同一の団体が同時に設置することのできる立看板は2枚までとし、新生勧誘を目的とする立看板や11月祭に係る立看板は1枚としています。